

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県建設工事執行規則の一部改正  
鳥取県海面漁業調整規則の一部改正
- ◇告示 町村の廃置分合
- ◇教委告示 県立高等学校の設置  
県立高等学校の校名、位置及び課程について  
昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第九号の一部改正  
昭和二十九年年度県立高等学校課程別募集生徒数について

## 規則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第七号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則  
鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則  
第三号）の一部を、次のように改正する。

別記様式第十二号の末尾に、次のように加える。

昭和	年月日	職	氏	名印
手直検査完了				

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第八号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「この規則に規定する」を削る。

第五条 第一号、第二号、第三号、第四号及び第十一号を次のように改める。

一 まき網漁業（きんちやく網漁業（あぐり網漁業を含む。大型まき網漁業、指定中型まき網漁業及び中型まき網漁業を除く。）ぬいきり網漁業及びぼら、とびうおを目的とするまき網漁業等。）

二 削除

三 削除

四 流網漁業

十一 無動力漁船を使用する打瀬網漁業、手繰網漁業、桁網漁業

第七条第一項第七号中「馬力」を「漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）第一条第七項に規定する推進機関の馬力数（以下「機関の馬力」という。）に改める。

第九条中「第五条及び第六条の規定による」を「漁業」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

7 知事は果の区域内に住所（きんちやく網漁業にあつては、当該漁船の主たる根拠地以下本項において同じ。）を有しない者が相当数人漁する漁業につき、第一項の定数を定める場合には、当該定数を果の区域内に住所を有する者に対する漁業の許可の枠と、果の区域内に住所を有しない者に対する漁業の許可の枠を区分することができる。

8 農林大臣が法第六十六条の二第三項の規定に基づいて知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度を定めたときは、当該最高限度は、第一項の規定により定めた定数とみなす。

第二十二条に次の但書を加える。

但し、第三十条の二各号に該当する場合を除く。

第二十三条第一項を次のように改める。

前条の規定による許可（総トン数五トン未満又は馬力

数十五馬力未満の漁船を使用する漁業を除く。）の優先順位は次の順序による。

一 二十人以上によつて構成される法人であつて且つ漁民が議決権の五割以上及び構成員の七割以上を占めるもの。

二 七人以上によつて構成される法人であつて且つ漁民が議決権の五割以上及び構成員の七割以上を占めるもの。

三 前二号に掲げる以外のもの。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 第十七条第七項の規定により果の区域内に住所（まき網漁業にあつては当該漁船の主たる根拠地、以下本項において同じ。）を有する者に対する漁業の許可の枠と果の区域内に住所を有しない者に対する漁業の許可の枠を区分して同条第一項の定数を定めた場合には、優先順位の規定については、前者のみにつき適用する。

第二十四条の三 総トン数五トン未満又は馬力数十五馬

力未満の漁船を使用する漁業の許可にあつては、知事は、その申請に係る漁業について第二十四条各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

第二十五条中「前三条」を「前五条」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（継続許可等）

第三十条の二 第二十条第一項各号の二に該当する場合を除き、左の各号の二に該当する場合には、知事は中型まき網漁業（果の区域内に主たる根拠地のないものを除く。）の許可又は起業の認可をしなければならない。但し、当該漁業の経営が実質上許可を受けた者以外の者に支配されていると認められる場合はこの限りでない。

一 中型まき網漁業の許可を受けた者が許可の有効期間の満了により更に従前の許可と同一内容をもつて許可の申請をした場合。

二 中型まき網漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡したときにおいてその相続人がその許可又は

起業の認可と同一内容をもつて、許可又は認可の申請をしたとき。但し、相続人が二人以上あるときは、その全員が共同して申請したとき、又はその全員が協議して定めた中型まき網漁業を営むべき者が申請したときに限る。

三 中型まき網漁業の許可又は起業の認可を受けた法人が合併したときにおいて、合併後存続する法人又は合併によつて成立した法人が、その許可又は起業の認可と同一内容をもつて、許可又は認可を申請したとき。

四 中型まき網漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶が滅失し又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に従前の許可船舶の総トン数をこえない総トン数の他の船舶によつて、許可又は起業の認可の申請をしたとき。

第三十六条及び第三十七条の表中「まき網」を「まき網（農林大臣の許可するものを除く。）」に改める。

第三十八条及び第四十条の表中「機船きんちやく網漁業」

を「機船きんちやく網漁業（農林大臣の許可するものを除く。）」に、「和船きんちやく網漁業」を「和船きんちやく網漁業（農林大臣の許可するものを除く。）」に改める。

第四十二条第一項中「漁船」を「漁船（大型まき網漁業及び指定中型まき網漁業の許可に係る漁船を除く。）」に改める。

第四十二条に次の五項を加える。

3 知事は第一項の許可をしたときは、様式第八号による許可証を交付する。

4 知事は第一項の規定により許可するに当り、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならぬ。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する」とあるのは「書換交付する。」と読み替えるものとする。

7 第十条（許可証の携帯義務）の規定は、第一項又は第五項の規定により許可を受けた者が当該許可の内容となつてゐる魚群探知器及び発電機を使用する場合に準用する。  
第四十五条見出しを（船舶に対する碇泊命令及び検査）に改め同条第一項を次のように改める。知事は、合理的に判断して船舶が漁業に關する法令の規定又はこれらの規定に基く処分に違反する事実があると認めるときは、当該船舶に於いて漁業取締上必要があるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、碇泊港及び碇泊期間を指定して当該船舶の碇泊を命ずることがある。法第百三十四条第一項の規定による検査を行なわせるときも同様とする。  
第四十七条を次のように改める。  
（無許可船に対する漁ろう、装置の陸揚命令等）  
第四十七条 知事は、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、

若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対して、期限を指定し、もつばら当該漁業の用に供されるものと認める漁ろう、装置その他の設備の陸揚を命じ又はみずからこれらの設備の封印をすることができぬ。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第五条の規定に基いて中型まき網漁業及び総トン数五トン未満の船舶についてしたきんちやく網漁業の許可であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、当該許可の有効期間が満了する日まで第五条第一号の改正規定に基いてしたものとみなす。

鳥取高等学校	鳥取西高等学校	鳥取東高等学校	学校名		課程	所在地
			全日制	定時制		
全日制	全日制	全日制	普通科	普通科	普通科	鳥取市立川町五丁目一〇番地
工業科	商業科	普通科	家庭科	普通科	普通科	鳥取市東町二番地
農業科	商業科(夜間)	普通科	商業科	普通科	普通科	鳥取市東町二番地
農業機械課程	機械課程	普通科	商業課程	普通科	普通科	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
農業機械課程	機械課程	普通科	商業課程	普通科	普通科	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
農業機械課程	機械課程	普通科	商業課程	普通科	普通科	鳥取市立川町五丁目三二〇番地

鳥取県教育委員会  
 新設高等学校名 鳥取県教育委員会  
 位置 岩美郡浦富町七〇八番地  
 鳥取県教育委員会告示第十三号  
 県立高等学校の校名、位置及び課程を次のように定め、

昭和二十九年四月一日から実施する。  
 昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第七号(県立高等学校の校名、位置及び課程について)は昭和二十九年三月三十一日限り廃止する。  
 昭和二十九年二月二十三日  
 鳥取県教育委員会

様式第八号

20センチメートル

28センチメートル	
昭和 年 月 日	鳥取県知事 ㊟
第一号	〇〇〇装置許可証
住所	氏名又は名称
一 漁業種類	
二 漁業区域	
三 操業期間	自 月 日 至 月 日
四 許可期間	自昭和年月日至昭和年月日
五 船名	登録番号 屯数 馬力
六 型式	
七 能力	
八 制限条件	

告示

鳥取県告示第六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、八頭郡若桜町及び池田村を廃し、その区域をもつて新たに若桜町を置き、昭和二十九年三月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年法律第十六号)第一百七十七條第一項の規定による若桜町の人口は、九、五九四人である。

昭和二十九年二月二十三日

鳥取県知事 西尾愛治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

昭和二十九年四月一日から次のように県立高等学校を設置する。  
 鳥取市立川町五丁目三二〇番地

昭和二十九年二月二十三日



日野産業高等学校	根雨高等学校	境水産高等学校	境高等学校	
定時制 全日制	定時制 全日制	全日制	定時制 全日制	定時制
農業科 商業科	普通科 普通科	水産課 無電別科	普通科(夜間) 家庭科 普通科	農業科
農業課程 農村家庭課程	普通課程 普通課程	漁撈課程 製造課程	普通課程 家庭課程	農業課程 農村家庭課程
日野郡阿毘毬村阿毘毬一四二八番地の一	日野郡根雨町根雨中祖三三八番地の一	西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡境町東本町二番地	西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内

法勝寺農業高等学校	米子南高等学校	米子工業高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	河北農業高等学校	
全日制	定時制 全日制	全日制	全日制	定時制 全日制	定時制 全日制	
農業科	農業科 實業科 商業科	工業科	普通科 家庭科	普通科 普通科 商業科(夜間)	農業科 家庭科 農業科	
農業課程 農村家庭課程	農業課程 農村家庭課程	電機課程 土木課程 応用化学課程 電波通信課程	普通課程 家庭課程	普通課程 普通課程 商業課程	農業課程 農村家庭課程	農林課程 農村家庭課程
西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内	米子市長砂町一八八番地	米子市博勞町四丁目二二〇番地	米子市錦町一丁目一〇三番地	米子市勝田町三〇七番地	倉吉市上井町四三〇番地	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九六番地

岩美農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	西伯郡高麗村今津二八六番地
	定時制	農業科	農業課程	西伯郡高麗村今津二八六番地
岩美農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	西伯郡大山村佐摩三四〇番地
	定時制	農業科	農業課程	西伯郡大山村佐摩三四〇番地
岩美農業高等学校	全日制	農業科	農業課程	岩美郡浦富町七〇八番地
	定時制	農業科	農業課程	岩美郡浦富町七〇八番地

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第九号（県立高等学校の通学区について）の一部を次のように改正し、昭和二十九年年度県立高等学校第一学年生徒から適用する。

昭和二十九年二月二十三日 鳥取県教育委員会

一 普通科（單獨学区）中「二部」を削る。

二 普通科（自由学区）中「旭」の下に「二部」を加える。

四 実業科（中学区）中「鳥取農高」の次に「岩美農高、農業課程、農村家庭課程」を、「智頭農高、農業課程」の下に「農村家庭課程」を、「米子工高」の次に「境高、家庭課程」を加え、

「中部通学区」「東伯郡」「東倉吉市」「東高郡」を「中部通学区」「東伯郡」「東高郡」に改める。

鳥取高等学校	全日制	工業科	機械課程	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
	定時制	工業科	機械課程	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
鳥取西高等学校	全日制	商業科	商業課程	鳥取市東町二番地
	定時制	商業科	商業課程	鳥取市東町二番地
鳥取東高等学校	全日制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目二〇番地
	定時制	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目二〇番地

鳥取県教育委員会告示第十五号

昭和二十九年年度県立高等学校の課程別募集生徒数を次の通り定める。

昭和二十九年二月二十三日 鳥取県教育委員会

智頭農林高等学校	八頭高等学校	鳥取農業高等学校	
定時制 全日制	定時制 全日制	定時制 全日制	定時制
農業科	農業科 家庭通科	農業科	農業科
農業課程 農村家庭課程	農業課程 農村家庭課程 普通課程	農業課程 農村家庭課程 農產製造課程	農業課程 農村家庭課程
八頭郡智頭町智頭七二一番地の1	八頭郡若桜町若桜五〇一番地 八頭郡八上村曳田七二七番地	鳥取市湖山二二五八番地 鳥取市倭文六五番地	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
募集停止	約五五〇〇	約二五〇〇	約五〇〇

倉吉農業高等学校	由良育英高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校
定時制 全日制	定時制 全日制	全日制	定時制 全日制	定時制 全日制
農業科	農業科 家庭通科	普通科 家庭通科	普通科 商業科 工業科	普通科
農業課程 農村家庭課程 農林課程 農林課程	農業課程 農村家庭課程 農村家庭課程 農村家庭課程	普通課程 家庭課程	普通課程 商業課程 機械課程 電氣課程	普通課程 農村家庭課程
倉吉市大谷一六六番地	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地 東伯郡赤碕町赤碕字狐塚野一九二一番地 東伯郡八橋町保五七一番地	倉吉市余戸谷町三〇五八番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地 倉吉市堺町二丁目二〇一番地 倉吉市堺町二丁目二〇一番地	氣高郡青谷町北浜二九二一番地 氣高郡青谷町北浜二九二一番地
約一〇〇〇	約二〇〇〇	約二〇〇〇	約二〇〇〇	募集停止





昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取

岩美農業高等学校		養良農業高等学校	
全日制	全日制	全日制	全日制
農業科	農業科	農業科	農業科
農業課程 農村家庭"	農業課程 農村家庭"	農業課程 農村家庭"	農業課程 農村家庭"
岩美郡浦富町七〇八番地	岩美郡浦富町七〇八番地	西伯郡高麗村今津二八六番地 西伯郡高麗村今津二八六番地 西伯郡大山村佐摩三四〇番地	西伯郡高麗村今津二八六番地
募集停止	約五〇〇	約二〇〇	約八〇〇